

広島県告示第二百六十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成三十年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
四二	三原市円一町一丁目一九〇一番一の一部、一九〇一番二の一部、一九〇一番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第二号
四三	三原市円一町一丁目一九〇一番一の一部、一九〇一番二の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号